

令和5年



冬の交通安全県民総ぐるみ運動 宮崎県実施要綱

1 目的

本運動は、県民ひとりひとりに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

2 期間

令和5年12月1日(金)～10日(日) 10日間

・毎月10日は「県民交通安全の日*」です。

※地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。

3 運動の重点

- こどもと高齢者の交通事故防止
- 脇見・ぼんやり運転等の追放及び歩行者優先運転の推進
- 飲酒運転の根絶
- 夕暮れ時や夜間の交通事故防止
- 自転車等のヘルメット着用及び自転車保険加入の推進



4 運動の実施方法

実施機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの特性に応じ、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、SNS等を活用した広報啓発により、幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

令和4年度交通安全ポスターコンクール入賞作品



(小学校上学年の部 銅賞 神野 結衣さんの作品)



(高校・一般の部 佳作 竹内 理乃さんの作品)

宮崎県交通安全対策推進本部

令和5年冬の交通安全県民総ぐるみ運動の具体的推進事項

こどもと高齢者の交通事故防止

こども

- こどもは、道路に飛び出さない等の交通安全の基本をしっかり学ぼう。
- 登下校時等には反射材用品等を身につけよう。

横断歩道は手を上げる
などして渡りましょう！

高齢者

- 早朝・夜間・夕暮れ時の外出時は、明るい目立つ色の服装と反射材を着用しよう。
- 道路を横断する際は、十分に左右の安全を確かめて横断歩道を渡ろう。



運転者は・・・

- こどもや高齢者、障がい者等への思いやりのある運転をしよう。
- スクールゾーンは決められた時間帯は通行できません。標識等を確認しよう。
- 自身で決めた運転ルールを守る「制限運転※」を積極的に実践しよう。
- 運転に不安を感じたら安全運転相談や高齢者運転免許証返納メリット制度を活用しよう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 学校や家庭において、保護者や教育関係者は、こどもが安全に道路を通行するための教育を徹底しよう。
- 交通ルールの理解のための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しよう。
- 高齢者の運転に関して家庭内で話し合おう。
- 運転免許がなくても安心して暮らせる移動手段の確保等の支援を推進しよう。
- 加齢に伴う身体機能の変化についての安全教育・広報啓発を推進しよう。

高齢者交通安全五則

- ま … 待つ
- み … 見る
- む … 無理せず止まる
- め … 目立つ
- も … (身体の変化を) もっと知る

※「制限運転」とは

高齢者が自身の体調・運転能力を踏まえ、運転しない時間帯や場所などを自ら決め、無理な運転を控えること。



- 【実施例】
- ・体調が悪いときには運転を控える。
 - ・高速道路、長距離時の運転を控える。
 - ・速度を控えて運転する。
 - ・夜間、雨天時、通学時間帯の運転を控える。
 - ・不慣れな場所での運転を控える。
 - ・概ね1時間以上の連続した運転を控える。

脇見・ぼんやり運転等の追放及び歩行者優先運転の推進

運転者は・・・

- 緊張感を持って、危険を予測する「かもしれない運転」を励行し、交通事故を防ごう。
- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で必ず一時停止しよう。
- 運転中のスマートフォン等の操作は危険です。絶対にやめよう。
- 妨害運転(あおり運転)などの危険運転は絶対にやめよう。
- 電動キックボード等、新たなモビリティを正しく利用しよう。

とびだしキケン!!



歩行者は・・・

- 「歩きスマホ」は危険です。絶対にやめよう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 交通ルール遵守とマナー向上のため安全指導や教育活動を推進しよう。
- 新聞、テレビ、SNS等の各種広報を活用して、脇見・ぼんやり運転等追放の広報啓発を徹底しよう。
- 過労・居眠り・暴走運転をなくそう。

飲酒運転の根絶

運転者・同乗者は…

- 飲酒運転は重大な犯罪であり、「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しよう。
- 二日酔い運転に注意。翌朝、運転する場合は、お酒の量を控えよう。
- 飲酒運転の車に同乗することや、飲酒者に車両を貸すこと、運転者にお酒を提供することも犯罪です。

自転車でも飲酒運転になります！

家庭・地域・学校・職場では…

- 地域ぐるみで飲酒運転を絶対にさせない環境づくりを促進しよう。
- 事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しよう。
- 飲食店における運転者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図ろう。
- 飲酒運転による交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を推進しよう。



※令和4年4月1日から、安全運転管理者による運転者のアルコールチェックが「義務化」されました！

夕暮れ時や夜間の交通事故防止

運転者は…

- 夕暮れ時は、車も自転車も早めにライトを点灯させよう。
- 歩行者等を早く発見するために、夜間の走行は、ハイビームが基本です。対向車や前を走る車がいる場合などには、ロービームに切り替えよう。



歩行者は…

- 外出する際は、明るい目立つ色の服装と反射材を必ず着用しよう。
- 泥酔して路上に寝込むことは、重大な交通事故につながります。

家庭・地域・学校・職場では…

- 職場では、チラシ、立看板、社内放送等を活用して普及啓発を徹底しよう。

自転車等のヘルメット着用及び自転車保険加入の推進

利用者は…

- 自転車に乗る時は、大人も子どももヘルメットを着用しよう。
- 自転車は車の仲間です。原則として車道の左側を通行しよう。
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認を徹底しよう。
- 夜間はライトを点灯しよう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止を徹底しよう。
- 傘差し、スマートフォン等の使用はやめよう。イヤホン等の使用は危険です。
- 万が一の事故に備えて自転車保険に必ず加入しよう。
- 電動キックボードの利用者は、ヘルメットを着用しよう。

家庭・地域・学校・職場では…

- 全ての年代を対象に自転車のヘルメット着用を徹底しよう。
- 自転車の点検整備を徹底しよう。
- 家庭において、自転車利用のルールやマナーについて必要な教育を徹底しよう。
- 電動キックボードの安全利用についての広報啓発を推進しよう。



※道路交通法の改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が「努力義務」となりました!

● 宮崎県交通安全スローガン

年の功 経験活かし 事故防止

一瞬の わき見ぼんやり 事故一生

飲酒運転 するもさせるも 皆同罪

自転車も 歩行者守って やさしい運転

横断歩道 歩行者いたら 赤信号

反射材 あなたの命を 守る盾

令和4年度交通安全ポスターコンクール入賞作品



(小学生下学年の部 佳作 富永 陽愛さんの作品)

● 宮崎県交通安全対策推進本部構成団体 (103団体)

令和5年10月1日現在 (順不同)

- | | | | |
|-------------------|-------------------------|-------------------|------------------|
| ◆ 宮崎県議会 | ◆ 自動車事故対策機構宮崎支所 | ◆ 宮崎県商工会連合会 | ◆ 南日本新聞社宮崎支局 |
| ◆ 宮崎県市長会 | ◆ 自動車安全運転センター宮崎事務所 | ◆ 宮崎県中小企業団体中央会 | ◆ 宮崎日日新聞社 |
| ◆ 宮崎県町村会 | ◆ 日本自動車連盟宮崎支部 | ◆ 宮崎県生活衛生営業指導センター | ◆ 共同通信社宮崎支局 |
| ◆ 宮崎県市議会議長会 | ◆ 宮崎県バス協会 | ◆ 宮崎県石油商業組合 | ◆ 時事通信社宮崎支局 |
| ◆ 宮崎県町村議会議長会 | ◆ 宮崎県トラック協会 | ◆ 宮崎県小売酒販組合連合会 | ◆ NHK宮崎放送局 |
| ◆ 宮崎県地域婦人連絡協議会 | ◆ 宮崎県タクシー協会 | ◆ 宮崎県農業協同組合中央会 | ◆ MRT宮崎放送 |
| ◆ 交通安全母の会 | ◆ 宮崎県自家用自動車協会 | ◆ 宮崎県経済農業協同組合連合会 | ◆ UMKテレビ宮崎 |
| ◆ 宮崎県青年団協議会 | ◆ 宮崎県自動車整備振興会 | ◆ 全国共済農業協同組合連合会 | ◆ 九州旅客鉄道(株)宮崎支社 |
| ◆ 宮崎県公民館連合会 | ◆ 日本自動車販売協会連合会宮崎県支部 | ◆ 宮崎県本部 | ◆ 宮崎行政監視行政相談センター |
| ◆ 宮崎県自治会(区会)連合会 | ◆ 宮崎県軽自動車協会 | ◆ 宮崎県SAP会議連合 | ◆ 宮崎地方検察庁 |
| ◆ 宮崎県子ども会育成連絡協議会 | ◆ 宮崎県自転車・二輪車商協同組合 | ◆ 宮崎県木材協同組合連合会 | ◆ 宮崎労働局 |
| ◆ 日本ボーイスカウト宮崎連盟 | ◆ 宮崎県レンタカー協会 | ◆ 宮崎県青果市場連合会 | ◆ 九州運輸局宮崎運輸支局 |
| ◆ ガールスカウト宮崎連盟 | ◆ 宮崎県指定自動車学校協会 | ◆ 宮崎県漁業協同組合連合会 | ◆ 国土交通省宮崎河川国道事務所 |
| ◆ 宮崎県社会福祉協議会 | ◆ 宮崎県二輪車安全運転推進委員会 | ◆ 宮崎県エルピーガス商業組合 | ◆ 宮崎県警友会 |
| ◆ 宮崎県老人クラブ連合会 | ◆ 宮崎県安全運転管理者等協議会 | ◆ ライオンズクラブ合同事務局 | ◆ 宮崎県教育庁 |
| ◆ 宮崎県身体障害者団体連合会 | ◆ 宮崎県交通指導員連絡協議会 | ◆ 宮崎ロータリークラブ | ◆ 宮崎県警察本部 |
| ◆ 宮崎県PTA連合会 | ◆ 宮崎県地域交通安全活動推進委員協議会連合会 | ◆ 宮崎労働基準協会 | ◆ 宮崎県警察本部交通部 |
| ◆ 宮崎県高等学校PTA連合会 | ◆ 宮崎県交通安全協力隊 | ◆ 生命保険協会宮崎県協会 | ◆ 宮崎県総合政策部 |
| ◆ 宮崎県県立学校長協会 | ◆ 宮崎県建設業協会 | ◆ 日本損害保険協会九州支部 | ◆ 宮崎県総務部 |
| ◆ 宮崎県校長会 | ◆ 宮崎県骨材協同組合連合会 | ◆ 宮崎県損保会 | ◆ 宮崎県福祉保健部 |
| ◆ 宮崎県私立中学高等学校協会 | ◆ 宮崎県管工事協同組合連合会 | ◆ 宮崎県医師会 | ◆ 宮崎県環境森林部 |
| ◆ 宮崎県保育連盟連合会 | ◆ 宮崎県電気工事業工業組合 | ◆ 宮崎県歯科医師会 | ◆ 宮崎県商工観光労働部 |
| ◆ 宮崎県幼稚園連合会 | ◆ 宮崎県左官業組合連合会 | ◆ 宮崎県薬剤師会 | ◆ 宮崎県農政水産部 |
| ◆ 宮崎県専修学校各種学校連合会 | ◆ 宮崎県砕石事業協同組合連合会 | ◆ 朝日新聞社宮崎総局 | ◆ 宮崎県県土整備部 |
| ◆ 宮崎県交通安全協会 | ◆ 宮崎県生コンクリート工業組合 | ◆ 毎日新聞社宮崎支局 | |
| ◆ 西日本高速道路株式会社九州支社 | ◆ 宮崎県観光協会 | ◆ 読売新聞社宮崎支局 | |
| ◆ 宮崎高速道路事務所 | ◆ 宮崎県商工会議所連合会 | ◆ 西日本新聞社宮崎総局 | |
| ◆ 宮崎県高速道路交通安全協議会 | | ◆ 日本経済新聞社宮崎支局 | |

宮崎県交通安全
相談所の1ヶ所

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。(電話相談可)

場所 宮崎市橋通東2丁目10番1号
県庁1号館4階

☎ 0985-26-7039

相談日時

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

安全運転相談の1ヶ所内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、認知症や一定の病気のある方、運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。(秘密は厳守します)

相談窓口 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前10時～午後5時 ※ 事前に電話を

- 宮崎運転免許センター ☎0985-24-9999 (音声案内2番)
- 都城運転免許センター ☎0986-25-9999 (直通)
- 延岡運転免許センター ☎0982-33-9999 (直通)
- 安全運転相談ダイヤル #8080
⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分